

## 隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品制度について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度では、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が隠岐ユネスコ世界ジオパークとの関連を感じる、隠岐の素材を使用した、隠岐らしい商品を『隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品』として認定し情報発信することにより、隠岐独自の価値と認知を高め、商品の販売促進、生産者の意欲向上、旅行者の満足度向上と観光振興を通じて、隠岐の地域経済や文化活動の活性化に資することを目的とする。また隠岐ユネスコ世界ジオパークの多面的理解の向上も同時に目指すものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「認定」とは、申請された商品について別記1に示される認定の基準（以下「認定基準」という。）に適合するものを『隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品』として認定することをいう。また、認定された商品のことを「認定商品」とする。

(応募者資格)

第4条 以下に該当する者とする。

- (1) 隠岐郡内に本社、営業所または工場がある企業・団体・個人事業主。

(応募条件)

第5条 認定の対象商品は、以下の条件を全て満たす商品とする。

- (1) 隠岐らしさが明確に表現されていること。
- (2) 地質資源を消費して作られた商品でないこと。
- (3) 素材の産地について  
食品部門：主たる原材料が隠岐産であること。  
(食品表示の上位2番目までに隠岐産のものが含まれていること。)  
モノ部門：商品の特徴づけるものとして、隠岐の原材料を使用していること。
- (4) 製造者又は販売者が隠岐の企業・団体・個人事業主であることが分かるよう、商品に隠岐の住所が明記されていること。
- (5) 法令等を遵守していること。(食品衛生法・景品表示法等の関係法令、表示義務、知的財産権等)

(認定申請)

第6条 認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、認定商品制度認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を協議会に提出しなければならない。

(審査)

第7条 認定にかかる審査は、認定制度審査会(以下「審査会」という。)が行う。

- 2 審査に関する事項は、別に定める隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品制度審査会規程による。
- 3 前項の審査については、申請者等から意見を聞くことができる。

(認定)

第8条 協議会は、前条の規定による審査において、商品等が別記1の認定基準に適合すると認められるときは、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品」に認定する。

- 2 前項の後、協議会は速やかに認定証(様式第2号)を認定商品の認定を受けた者(以下「認定者」という。)へ交付する。

(認定期間)

第9条 認定期間は認定された年度から3年間とし、3年度ごとに再認定申請書(様式第3号)を提出し再審査を行うものとする。

(認定の変更)

第10条 認定者は認定商品について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、認定商品内容変更届(様式第4号)を速やかに協議会に提出するものとする。

- (1) 申請書の内容に変更が生じたとき。
- (2) 認定品の生産、製造、販売または提供を中止したとき。
- (3) 認定品の規格、形状、包装及び容器に関わるデザインを著しく変更したとき。

(認定商品の調査及び検査)

第11条 協議会は必要があると認めるときは、認定商品の調査や検査を行うことができる。

(認定の取消し)

第12条 協議会は、認定商品が次の各号いずれかに該当するときは、認定を取消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しないと認められたとき。
  - (2) 第5条を満たさなくなったとき。
  - (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
  - (4) 正当な理由なく前条を拒否した時。
  - (5) 生産または販売を中止または廃止し、再開の見込みのないとき。
  - (6) その他、認定商品として認定することが適当でないと認められたとき。
- 2 協議会は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第5号)により認定者に通知するものとする。
  - 3 前項の規定により認定が取消されたときは、認定者は直ちに認定証を協議会に返却し、且つ認定の表示を外さなければならない。

4 協議会は、認定を取消したときは、必要に応じてその対象となる認定商品及び認定者を公表することができる。

(認定者の責務)

第13条 認定者は、認定商品と隠岐ユネスコ世界ジオパークとのつながりを示す文章を協議会と作成し、パッケージに組込む、カードとして認定商品に添えるなど商品に適する方法で認定商品の販売促進に活用すること。

2 認定商品には、シールで貼付する、パッケージや商品説明のカードに組み込む等の方法で、認定マークを見やすく表示すること。ただし商品によっては協議会との協議によって、表示方法を変更することができる。また、認定マークの規格及び使用方法等については、別に定めるところによるものとする。

3 認定者はこの要綱の規定を遵守し、認定商品の生産・製造及び販売を通じて、積極的に本制度の目的達成に努めるものとする。

4 認定商品の品質、流通及び販売等において、事故等の問題が生じた場合は、認定商品事故等発生報告書（様式第6号）を、直ちに協議会に提出しなければならない。

(公表及び情報提供)

第14条 協議会は、制度の概要、認定基準及び認定者の情報について、協議会のホームページ等で公表するものとする。

(実績報告)

第15条 認定者は、認定品の出荷または販売に係る実績報告について、協議会からの要請があった場合、可能な限り協力するものとする。

(事故責任)

第16条 認定商品の瑕疵により事故が発生した場合は、認定者がその損害賠償等の責務を負うものとし、協議会はその原因如何に問わずこれを負わない。

(改定)

第17条 この要綱の改定の必要が生じた場合は、審査会を経て隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会会長（以下「会長」という。）が決定する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が決定する。

附則

1 この要綱は、平成29年2月16日から施行する。

(別記 1)

認定の基準は、次の各号に該当することとする。

(1) コンセプト

- ・ 隠岐の何を伝えたいかテーマがはっきりしており、隠岐のイメージ向上につながる。
- ・ 隠岐を連想させる取組やストーリーがある。

(2) 独自性・主体性

- ・ 製法へのこだわりや季節に応じた商品など、品質・商品価値を高めるための工夫があり、優位性や独自性がある。
- ・ 消費者の感性に訴えかけるよう、パッケージなどに工夫や特徴がある。
- ・ 隠岐の原材料の割合が多い、隠岐らしいモチーフを取り入れるなど、隠岐らしさの演出に工夫や特徴がある。

(3) 地域性

- ・ 隠岐に本社があるなど、事業の比重を隠岐に置いている。

(4) 将来性

- ・ ブランド化に対する継続した意志があり、強い意気込みが感じられる。
- ・ 加工所と原材料が安定的に確保され、商品の販売が継続的に見込まれる。